

名古屋産業大学 教職員行動規範

平成 27 年 10 月 1 日制定
平成 28 年 9 月 28 日改定

名古屋産業大学は、その社会的使命と業務の公共性から、厳格に法令等を遵守するとともに、健全で適正な大学運営が求められる。

その要請に応えるためには、教職員の一人一人が高い倫理観に基づき、誠実かつ公正に諸活動を開拓していくことが必要とされる。

ここに、名古屋産業大学の理念と目標のもと「名古屋産業大学 教職員行動規範」を定め、その実践に努める。

1. 教職員の責務

教職員は、自己の専門知識及び技術の質保証に関する責任を有し、また自己の専門知識、技術、経験、能力を活かして、人々の健康と福祉、社会の安全と安心、持続した地球環境の保全及び資源保護に対する責任を有する。

2. 教職員の姿勢

教職員は、自己の教育研究の基礎には社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚するとともに、自己の研究成果に関する社会への公表と提供に努める。教職員は、自己の専門知識、技術、経験、能力の維持向上に常に努めるとともに、最善の努力を払う。

3. 教職員の行動

教職員は、何事に対しても誠実に行動し、とくに自己の専門知識、技術、経験、能力の習得や実践においては、高い倫理観に立って適切に行動する。研究データは 5 年間保存し、適切に管理・開示することを義務とする。

4. 人権の尊重

教職員は、一人一人の人格及び人権を尊重し、侵害行為に対しては厳正に対処し、健全で活気のある環境の整備に努める。

5. 法令の遵守

教職員は、関係法令及び学内諸規程を遵守し、健全かつ適正な業務執行に徹する。

6. 社会的使命を自覚した教育研究

教職員は、大学が果たすべき社会的使命を自覚し、教育研究活動を通して社会の発展に貢献する。

7. 積極的な情報公開

教職員は、自己の携わる研究の意義と役割に関して、積極的にこれを説明し公表する責務を有する。自己の研究成果の説明と公表により、人間、社会、環境等に対する貢献はもとより、建設的で未来志向的な意義を重視する。

8. 環境への配慮

教職員は、常に環境の保全や資源の保護を心がけた活動を推進する。

9. 大学資産の適正な管理

教職員は、大学資産及び外部資金を適正かつ効率的に管理し、正当な業務目的のために使用する。